

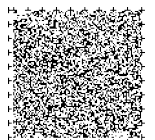
だい しょう
第1章

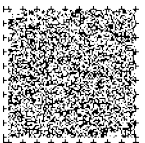
そう ろん
総論

だい けいかくさくてい はいけい げんきょう
第1 計画策定の背景と現況

だい けいかく きほんてき せいかく
第2 計画の基本的な性格

だい きほんてき かんが かた
第3 基本的な考え方







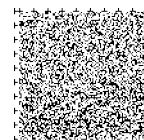
第1 計画策定の背景と現況

1 計画策定の背景

我が国では、平成19(2007)年に障害者の権利及び尊厳を保護し促進するため、「障害者の権利に関する条約(以下「障害者権利条約」といいます。)」に署名し、それ以降同条約の締結に向けた国内法の整備を進めてきました。平成23(2011)年の「障害者基本法」の改正においては、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害と社会的障壁によって日常生活や社会生活に制限を受ける人を障害者とする社会モデル※1に基づく障害者の概念や、合理的配慮の概念が盛り込まれました。

こうした中で、本市では、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として、平成26(2014)年3月に平成30(2018)年度までを計画期間とする「名古屋市障害者基本計画(第3次)」を策定し、「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」を目標に掲げ、市民の皆様と協働して、この「インクルーシブな社会※2」の実現をめざしてきました。

その後も、国においては、「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」といいます。)」や「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が新たに制定され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」といいます。)」、「児童福祉法」、「発達障害者支援法」、「障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」といいます。)」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」といいます。)」が改正されました。そして、平成28(2016)年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」といいます。)」が施行されました。また、障害福祉の分野に限らず、教育や防災をはじめとして、様々な分野において、障害の有無により分け隔てることがない施策の展開が進められています。

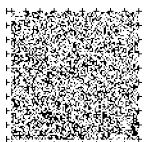


本市においては、障害者が地域で安心して生活できるよう障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや本市独自の様々な施策を展開するとともに、全ての障害者にとっての身近な相談窓口として、障害者基幹相談支援センターを設置し、支援が必要な方に必要なサービスが提供されるように努めてきました。また、障害者差別解消法に基づき本市独自の障害者差別に関する相談体制を整備するとともに、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」を制定しました。さらに、本市の都市施設の整備にあたっての技術的な基準を定めた「福祉都市環境整備指針」を改定し、「人にやさしいまち名古屋」の実現に向けて取り組んできました。

こうした取り組みを進める一方で、障害者の命や尊厳を否定するような事件や虐待、事業廃止で障害者が突然に働く場を失う事案、全国レベルで行政機関における障害者雇用の信頼が損なわれる事案などが発生しています。また、障害や障害者に対する理解の普及啓発、障害者や家族の高齢化への対応、各ライフステージにおける切れ目のない支援の提供、障害福祉サービス事業所などの質の向上などが課題となっています。

このような状況を踏まえ、障害者の自立及び社会参加を進めるための施策の総合的かつ計画的な推進を一層図るため、平成31(2019)年度からの5年間を計画期間とする障害者基本計画(第4次)を策定するものです。

- ※1 社会モデル
- 障害者が日常生活又は社会生活で受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁(社会的障壁)と相対することによって生ずるものという考え方。
- ※2 インクルーシブな社会
- 誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念の通り、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。





2 障害者の現況

(1) 身体障害者の状況

ひょう しょうがいしゃ げんきょう
表の1 身体障害者手帳所持者数の推移 (単位 上段：人、下段：%)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成25年 (2013)	23,464 30.0	12,424 15.8	17,426 22.2	17,306 22.1	4,255 5.4	3,524 4.5	78,399 100.0
平成29年 (2017)	24,402 31.0	12,242 15.6	16,700 21.3	17,158 21.8	4,303 5.5	3,741 4.8	78,546 100.0
増減	938	-182	-726	-148	48	217	147

かくねんとまつげんざい
※各年度末現在

ひょう ねんれいべつしょうがいしゃ てちょうしょじしやすう すいい たんい しょうだん にん げだん
表の2 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位 上段：人、下段：%)

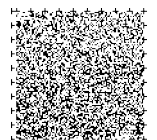
	17歳以下	18~64歳	65歳以上	合計
平成25年 (2013)	1,534 2.0	23,837 30.4	53,028 67.6	78,399 100.0
平成29年 (2017)	1,547 2.0	22,913 29.2	54,086 68.8	78,546 100.0
増減	13	-924	1,058	147

(2) 知的障害者の状況

ひょう ちてきしょうがいしゃ しょうきょう
表の3 愛護手帳所持者数の推移 (単位 上段：人、下段：%)

	1度	2度	3度	4度	合計
平成25年 (2013)	2,942 19.6	3,231 21.5	4,443 29.6	4,386 29.3	15,002 100.0
平成29年 (2017)	3,249 18.9	3,419 19.9	4,901 28.5	5,618 32.7	17,187 100.0
増減	307	188	458	1,232	2,185

かくねんとまつげんざい
※各年度末現在



ひょう ねんれいべつあいごてちようしょじしやすう すいひ たんい じようだん にん げだん
 表の4 年齢別愛護手帳所持者数の推移 (単位 上段:人、下段:%)

	17歳以下	18~64歳	65歳以上	合計
平成25年 (2013)	4,616 30.8	9,464 63.1	922 6.1	15,002 100.0
平成29年 (2017)	5,136 29.9	10,862 63.2	1,189 6.9	17,187 100.0
増減	520	1,398	267	2,185

(3) 精神障害者の状況

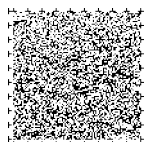
ひょう せいしんしやうがいしや ほけんふくし てちようしょじしやすう すいひ たんい じようだん にん げだん
 表の5 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位 上段:人、下段:%)

	1級	2級	3級	合計
平成25年 (2013)	1,535 8.3	12,384 66.6	4,669 25.1	18,588 100.0
平成29年 (2017)	1,444 6.0	15,386 63.8	7,287 30.2	24,117 100.0
増減	-91	3,002	2,618	5,529

※各年度末現在

ひょう ねんれいべつせいしんしやうがいしや ほけんふくし てちようしょじしやすう すいひ
 表の6 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位 上段:人、下段:%)

	17歳以下	18~64歳	65歳以上	合計
平成25年 (2013)	288 1.6	14,930 80.3	3,370 18.1	18,588 100.0
平成29年 (2017)	578 2.4	19,144 79.4	4,395 18.2	24,117 100.0
増減	290	4,214	1,025	5,529





(4) 発達障害者の状況

ひょう 表の7 精神障害者保健福祉手帳所持者におけるICD区分別の推移

(単位 上段：人、下段：%)

	しんりてきはったつ 心理的発達 の障害 (F80-F89)	しょうに じどう きおよ せいねんき つうじょう 小児<児童>期及び青年期に通常 発症する行動及び情緒の障害 (F90-F98)	ごうけい 合計
へいせい ねん 平成25年 (2013)	742 92.8	58 7.2	800 100.0
へいせい ねん 平成29年 (2017)	1,733 86.3	274 13.7	2,007 100.0
ぞう げん 増減	991	216	1,207

かくねん どもまつげんざい
※各年度末現在

※ICD：疾病及び関連保健問題の国際統計分類

(5) 重症心身障害児者の状況

ひょう 表の8 重症心身障害児者の推移(単位 人)

へいせい ねん 平成25年(2013)	1,067
へいせい ねん 平成29年(2017)	1,247
ぞう げん 増減	180

かくねん ども がつ にちげんざい
※各年度6月1日現在

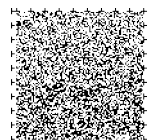
(6) 難病の患者の状況

ひょう 表の9 特定医療費受給者証所持者数の推移(単位 人)

	しよ じしやすう 所持者数
へいせい ねん 平成25年(2013)	13,040
へいせい ねん 平成29年(2017)	13,351
ぞう げん 増減	311

かくねん どもまつげんざい
※各年度末現在

※平成25(2013)年は特定疾患治療研究事業の医療費助成対象者数を掲載



(7) 障害福祉サービス支給決定状況

表の10 障害福祉サービス支給決定状況(単位 人)

(上段は平成25(2013)年度末、下段は平成29(2017)年度末現在)

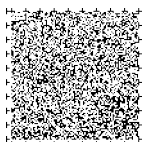
くぶん 区分	しょうがい し えん く ぶん 障害支援区分						くぶん 区分なし	けい 計
	くぶん 区分1	くぶん 区分2	くぶん 区分3	くぶん 区分4	くぶん 区分5	くぶん 区分6		
ぜんしょうがい 全障害	472	2,560	2,658	1,658	1,741	2,877	3,639	15,605
	216	2,531	2,829	2,311	1,917	3,908	5,131	18,843
しん たい 身体	108	721	887	575	747	1,820	572	5,430
	49	354	856	684	712	2,450	746	5,851
ち てき 知的	100	665	1,145	1,000	948	977	452	5,287
	53	529	1,030	1,350	1,108	1,317	688	6,075
せい しん 精神	262	1,165	617	82	42	75	1,612	3,855
	109	1,630	932	272	91	128	2,729	5,891
なんびょうとう 難病等	2	9	9	1	4	5	13	43
	5	18	11	5	6	13	54	112
じ どう 児童	/						990	990
	/						914	914

※平成25(2013)年度は障害程度区分の人数を掲載

第2 計画の基本的な性格

1 計画の位置づけ

この計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画と位置づけています。策定にあたっては、障害者基本計画(第3次)(平成26(2014)年度~30(2018)年度)の基本的な考え方を継承し、インクルーシブな社会の実現に向けてより一層の取り組みを進めるための考え方を盛り込み、名古屋市における障害者施策の総合的で計画的な推進を図ります。





2 計画の対象者

この計画は、「障害者基本法」に定める全ての障害者※3を対象とし、障害者及び家族などに対する支援や地域社会へのアプローチのための指針として、障害者の自立と社会参加などを支援する施策を推進します。

※3 「障害者基本法」に定める全ての障害者

【第2条第1項】

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

（なお、「継続的に」には断続的に又は周期的に相当な制限を受ける状態にあるものを含む。

出典：『平成24年版障害者白書』内閣府、p8)

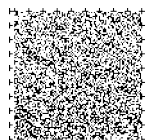
3 計画の期間

計画期間は平成31(2019)年度から平成35(2023)年度の5年間とします。

4 関連する計画との関わり

本市総合計画のもとで、市の障害者に関する施策全般についての個別計画と位置づけています。

また、本市の人権施策を総合的・計画的に推進する新たなごや人権施策推進プラン(平成32(2020)年度次期プラン策定予定)や障害福祉計画・障害児福祉計画、平成31(2019)年度策定予定のなごやか地域福祉2020、次期子どもに関する総合計画をはじめ各施策分野の様々な計画ともお互いに密接に関わりあい、調整しながら連携して計画を実行していきます。



5 計画の策定体制と市民意見の反映

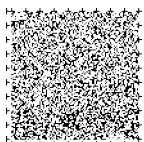
この計画は、障害者施策推進協議会のもとに専門部会を設けて計画の内容の検討を行いました。

この専門部会には、身体障害（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害）、知的障害、精神障害の障害当事者をはじめ、障害者団体、障害福祉施設関係者、学識経験者の方々などに参加していただき、当事者の声を反映するよう努めました。また、計画案の段階で、パブリックコメントを実施し、市民の意見聴取を行いました。

第3 基本的な考え方

平成19(2007)年に我が国が署名した障害者権利条約では、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的とし、社会モデルや合理的配慮の概念を採用しています。この概念は、条約の批准に当たって整備された改正障害者基本法をはじめとする国内法において反映され、障害者が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として、地域で共生することができる社会の実現に向けた取り組みが進められてきました。

一方で、障害や障害者に対する理解の普及啓発、障害者や家族の高齢化への対応、各ライフステージにおける切れ目のない支援の提供、障害福祉サービス事業所などの質の向上などが課題となっています。一人ひとりの人権が尊重され、地域社会の中で、差別や偏見を受けることなく自分らしく生きることができるよう、常に直面する課題を把握し、障害者や家族を始めとした関係者の意見を踏まえ、解決に向けた施策の展開に努めます。





「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」は、構成する全ての人がお互いを思いやる気持ちを持ち、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことによって達成されるものです。

障害者が日常生活又は社会生活で受ける制限は、社会が作り出していることから、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという障害の社会モデルの考え方を踏まえ、第4次計画期間においても、公的役割を果たすとともに、引き続き市民の皆様と協働してインクルーシブな社会の実現をめざしていきます。

目標とする地域社会

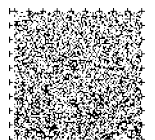
「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」

- すべての障害者が社会の一員としてあらゆる活動に参加できる地域社会
- すべての障害者が希望する生活を選択できる地域社会
- すべての障害者が意思疎通手段を選択でき、情報の取得や利用手段を選択できる地域社会
- 社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がなされ、障害を理由とする差別のない地域社会

施策展開の視点

1 地域での主体的な行動を促すための環境整備

障害者が地域で安心・安全に生活をおくるためには、障害者の社会参加を制約している社会的障壁※4の除去を進め、社会のバリアフリー化を推進するとともにアクセシビリティ※5の向上を図ることが重要です。障害者に対する差別の禁止や虐待の防止をはじめとした権利擁護を推進するとともに、全ての市民に対して障害や障害者に関する正しい理解の促進を図り、障害者が自立した生活を送り、自らの選択と決定に基づき地域社会の一員として共に暮らしていくための環境整備に努めます。



※4 社会的障壁

障 害 者 に と っ て 日 常 生 活 又 は 社 会 生 活 を 営 む 上 で 障 壁 と な
 る よ う な 社 会 に お け る 事 物 、 制 度 、 慣 行 、 観 念 そ の 他 一 切 の も の 。

※5 アクセシビリティ

施 設 ・ 設 備 、 サ ー ビ ス 、 情 報 、 制 度 な ど の 利 用 し や す さ の こ と 。

2 本市におけるインクルーシブな体制の整備

本 市 の 各 分 野 に お け る 施 策 に お い て 、 年 齢 、 性 別 、 国 籍 と と も に 障 害 の 有 無 に よ
 り 分 け 隔 て な い 取 り 組 み を 推 進 し ま す 。 特 に 事 業 の 企 画 な ど に 当 た っ て は 、 多 様 な 主
 体 を 想 定 し た も の と な る よ う 、 障 害 者 や 家 族 を 始 め と し た 関 係 者 の 意 見 を 反 映 す る
 よ う 努 め ま す 。

3 様々な課題に対する施策の展開

障 害 者 が ラ イ フ ス テ ー ジ を 通 じ た 切 れ 目 の な い 適 切 な 支 援 を 受 け ら れ る よ う 、 年
 齢 、 性 別 、 障 害 の 状 態 、 特 性 、 生 活 の 実 態 な ど を 踏 ま え 、 障 害 者 の 生 活 に 関 わ る 各
 分 野 の 連 携 を 図 り な が ら 、 当 事 者 主 体 の 総 合 的 な 支 援 を 進 め ま す 。

さ ら に 、 障 害 者 の 雇 用 機 会 と 就 業 へ の 支 援 を 拡 充 し て い く と と も に 、 様 々 な 分
 野 で 障 害 者 を 支 援 す る 人 材 の 確 保 と 質 の 向 上 の た め の 施 策 を 進 め ま す 。

